

高知県児童福祉審議会運営規程の一部改正（案）

新 旧 対 照 表

改正後

改正前

第1条～第8条 略

第1条～第8条 略

附 則  
この規程は、昭和 55 年 6 月 16 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 15 年 5 月 23 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 16 年 8 月 6 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 30 年 9 月 10 日から適用する。  
附 則  
この規程は、令和 3 年 4 月 19 日から適用する。  
附 則  
この規程は、令和 4 年 月 日から適用する。

附 則  
この規程は、昭和 55 年 6 月 16 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 15 年 5 月 23 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 16 年 8 月 6 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。  
附 則  
この規程は、平成 30 年 9 月 10 日から適用する。  
附 則  
この規程は、令和 3 年 4 月 19 日から適用する。

## 別表

部会等名	事項
社会的養育部会	略
	略
ひとり親家庭部会	略
保護育成部会	略
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の認可に対する意見</li> <li>・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見</li> <li>・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見</li> <li>・ <u>児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見</u></li> </ul>

## 別表

部会等名	事項
社会的養育部会	略
	略
ひとり親家庭部会	略
保護育成部会	略
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の認可に対する意見</li> <li>・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見</li> <li>・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見</li> </ul>

児童虐待 検証部会	略
里親委員 会	略
こども支 援専門委 員会	略

児童虐待検 証部会	略
里親委員会	略
こども支援 専門委員会	略

# 児童をわいせつ行為から守る環境整備（7. 関係）

## （性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	<b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2年</b>	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3年</b>
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して <b>2年</b>	免許状失効等の日から <b>3年</b>	登録取消の日から起算して <b>3年</b>
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 <b>（わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）</b>	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 <b>・わいせつ行為を行ったと認められる場合</b>
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	<b>わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）</b>	<b>わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる</b>	
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	<b>わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）</b>	<b>わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する</b>	

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応